



4本議発第130号
令和5年3月17日

公務非正規女性全国ネットワーク
はむねっと代表 渡辺百合子様

本山町議会議長 岩本 誠生



意見書の審議について

令和4年12月18日付けをもって提出された陳情については、3月定例会（令和5年3月16日議決）において採択と決定しましたので通知いたします。

なお、意見書については、別紙の内容で内閣総理大臣、総務大臣宛に送付いたしましたので、ご報告させていただきます。

記

件 名

「会計年度任用職員制度の見直し並びに地方財措置の拡充を求める意見書」

会計年度任用職員制度の見直し並びに地方財措置の拡充を求める意見書

2020年4月に導入された会計年度任用職員制度は、今年3月で丸3年が経過しました。3年の経過をもって、現在雇用されている会計年度任用職員を含め、4月より任用希望者に対して一律に公募を課す自治体が全国的に認められます。こうした処遇によって、会計年度任用職員の雇用の安定や、職務の遂行だけでなく、公務全体の安定や充実、継続性の観点からも多大な問題を生じさせるものです。

会計年度任用職員制度は、自治体に働く非正規職員の「処遇の改善」を趣旨としてスタートしました。自治体職場では4割にも及ぶ会計年度任用職員の力に支えられ、行政運営が成り立っており、自治体・公務公共業務になくはならない重要な役割を担っています。ところが、実態は単独で家計を支える生計維持者でも半数が年収200万円未満となっています。「会計年度任用職員制度」が「官製ワーキングプア」の労働者と「ジェンダー差別」（女性労働者が約8割と圧倒的多数）をうみだしています。「来年度も採用される保障はなく、日々不安に思っている」「今まで継続して働けたのに、かえって雇用が不安定になった」といった多くの声が寄せられ、雇用の不安にさいなまれています。さらに「正規と同じ仕事をしている。正規にある特別休暇も平等に」といった声など、処遇の格差の問題も生じています。

自治体職員が、住民のいのちとくらしを支える役割を發揮するためには、安心して職務に専念できる賃金・制度・処遇が必要です。人権保障の砦である地方自治体が、その立場に立ち、ジェンダー格差を解消させ、安定した行政サービスを提供できる「公共を取りもどす」ことが必要です。正規職員も会計年度任用職員も同じです。会計年度任用職員の雇用の安定と処遇の改善が必要です。

以上のことから国において、会計年度任用職員制度の抜本的な見直しをおこなうことを求めるものです。

記

- (1) 会計年度任用職員の継続的任用を保障し、任期の定めのない制度創設を推進し、自治体業務の専門性・継続性・公平性・平等性が確保できるよう、法整備のさらなる拡充をすること。
- (2) 会計年度任用職員の賃金、手当、休暇制度、福利厚生や共済制度などについて、常勤職員との均等待遇を図れるよう、会計年度任用職員の処遇改善に必要な財源を保障し、交付金のさらなる拡充をすること。
- (3) 地方自治体が行うべき業務は、本来どおり常勤職員が行い、専門的・本格的業務に携わっている会計年度任用職員に常勤職員への採用の道を開くための定数拡充と、会計年度任用職員の任用は期間の定められた業務など限定的な任用とするよう、各自治体への財政支援と働きかけを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月16日

高知県本山町議会
議長 岩本誠生